

呉市教育委員会会議録
(平成29年6月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年6月26日定例会

- 1 開催日時 平成29年6月26日(月) 15:00開会
16:15閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 舩尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
文化スポーツ部副部長 神垣進
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
中央図書館長 田中宏典
教育総務課主幹 後山敏哉
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 5人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第19号 請願書について（2018年度使用小学校道徳教科書の採択に関する要望及び請願）
- (4) 教議第20号 臨時代理の承認について（契約の変更について（東畑中学校校舎建設工事））
- (5) 報告第13号 寄附受納について
- (6) 報告第14号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について
- (7) 報告第15号 平成28年度生徒指導上の諸問題の状況について
- (8) 報告第16号 平成28年度学校安全の状況について
- (9) 報告第17号 平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜について
- (10) 教議第21号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について
- (11) 教議第22号 呉市社会教育委員の委嘱及び任命について
- (12) 教議第23号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について
- (13) 教議第24号 呉市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成29年5月22日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第9については、公開前のため非公開、日程10以降は、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第19号 請願書について（2018年度使用小学校道德教科書の採択に関する要望及び請願）
--

教 育 長 それでは、日程第3の教議第19号「請願書について（2018年度使用小学校道德教科書の採択に関する要望及び請願）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 教議第19号「請願書について（2018年度使用小学校道德教科書の採択に関する要望及び請願）」について、御説明いたします。

資料は、1ページから7ページでございまして、請願書は2ページからとなっております。

本件は、平成30年度から小学校で使用される道德用教科書の採択に関しまして、「公正かつ民主的な適正手続きに則った教科書の調査研究、選定、答申を踏まえて道德教科書の採択を行うこと」を要望する請願でございまして。

請願者は、「教科書ネット・呉」でございまして、代表者は、岩崎、花岡、中室、岸の4名となっております。

要望及び請願の具体につきましては、5ページ以降に記載されております。

要望は大きく3点ございまして、6ページをお開きください。

1点目は、「採択資料等の公開・公表についての要望」でございまして、①から⑦までの7つの要望項目がございまして。

2点目は、6ページから7ページに跨りますが、「道德教科書の選定についての要望」でございまして。

3点目は、7ページになりますが、「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」でございまして。

以上でございまして。

教 育 長 事務局の説明のとおり、本件請願書には複数の要望事項がございまして。審議を

明確にするため、趣旨を同じくする要望は一括して、その他の要望は一件ずつ審議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 それでは、順番に審議してまいりますので、「採択資料等の公開・公表についての要望」の①から、事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 「採択資料等の公開・公表について」の①「教育委員会会議で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。また、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載すること。」の前段「教育委員会会議で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。」について、御説明いたします。

この「採択基本方針」は、平成29年5月の定例教育委員会会議に「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択における基本方針」として諮られたもので、その資料につきましては、開催当日に傍聴者に配布した他、会議録署名委員に署名を頂いた会議録とともに教育総務課及び市内の図書館での閲覧を行います。ちなみに、通常、会議録への署名は、次回の教育委員会会議開催時にいただいております。

なお、既に教育委員会事務局において決定させていただいておりますが、この6月定例教育委員会会議から、教育委員会会議に提出した資料のうち、非公開及び秘密会に係る案件を除いた資料につきましては、会議開催日の翌日以降に、教育委員会のホームページでも公開したいと考えております。

その際、平成29年1月以降に開催された教育委員会会議の資料につきましても、少しお時間をいただくことにはなりますが、同じくホームページ上でも公表したいと考えております。

教 育 長 ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての①の前段について」説明がありましたが、本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

船 尾 委 員 今回、この6月から、会議録だけでなく、会議に提出された資料も教育委員会のホームページに掲載されるようにするということでしたが、より教育行政の説明責任を果たすという意味においても、よいことだと思います。よって、この要望については、採択でよいと思います。

水 野 委 員 私も同感です。ホームページで公開していくというのは、よいことであると思いますので、採択でよいと思います。

教 育 長 ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、お二方の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本請願は採択とすることとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願は採択とします。

教 育 長 続いて、事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、「採択資料等の公開・公表について」の①の後段「採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教育委員会のホームページに掲載するこ

と。」について御説明いたします。

採択に係る日程・開催場所等の情報につきましては、採択後、公文書公開請求に基づき、閲覧又は写しの交付という形で対応しております。

今後も、採択における適正、公正を期すため事前には公開いたしません。採択後の公開につきましては、公文書公開請求によらず、ホームページへの掲載及び閲覧という形で対応したいと考えております。

これは、平成29年4月6日付広島県から通知された「教科書採択における公正確保の徹底等及び平成30年度使用教科書の採択事務処理について」に「教科書の採択事務処理に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保に万全を期すようにしてください。」とございます。

教科書の採択までは、いかなる疑惑の目が向けられることがないよう外的要因が採択事務処理に介入しないように公正性を確保すること、また、採択後、必要な事項については公開し、透明性を確保することに基づくものでございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての①の後段について」説明がありましたが、本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

森 尾 委 員 　採択の日程などをホームページに掲載してほしいという要望でしたが、先程の事務局の説明にもあったように、教科書採択において、公正性・透明性の確保は重要なことだと思います。

採択に直接関わる者と、特定の教科書発行者などが接触すると公正性を欠くようになりますから、私は、事前に公開しない方がよいと考えます。だから、これは不採択でよいと思います。

香 川 委 員 　私もそう思います。日程や場所等を事前に公開することで、公正性を問われるようなことが起こる可能性も出てくるということですから、不採択がよいと思います。

教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、お二方の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

教 育 長 　続いて、事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　次に、「採択資料等の公開・公表について」の②「選定委員会において意思形成が終了した「観点・視点・方法」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること」、③「意思形成が終了し、選定委員会に報告された「調査・研究委員会報告書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること」、④「意思形成が終了し、教育委員会に答申した「選定委員会答申書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること」につきましては、趣旨を同じくする要望ですので、一括して説明いたします。

②「観点・視点・方法」、③「調査・研究報告書」、④請願書に「選定委員会答申書」と表記されております「総合所見」については、採択後、公文書公開請

求に基づき、閲覧又は写しの交付という形で対応しております。

今後も、採択における適正、公正を期すため事前には公開いたしません。採択後の公開につきましては、公文書公開請求によらず、ホームページへの掲載及び閲覧という形で対応したいと考えております。

これは、先程御説明いたしましたように、教科書の採択までは、外的要因が採択事務処理に介入しないようにすることに基づくものでございます。

また、「呉市教科用図書の採択に関する規程」第10条及び「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択における基本方針」に呉市教育委員会は、教科用図書の研究のために作成した資料、教育委員会の会議の議事録、これら2つ以外で開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報については、採択後、遅滞なく公開するものとして定めており、「観点・視点・方法」「調査・研究報告書」「総合所見」については、これに該当するものと考えております。

教 育 長 ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての②から④について」一括して説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

水 野 委 員 「観点・視点・方法」「調査・研究報告書」「総合所見」については、これまで通り「呉市の規程」や「採択の基本方針」に基づいて、採択後に公表していくということなので、不採択でよいと考えます。

香 川 委 員 そうですね。これらの資料は、採択後には、閲覧などだけでなくホームページにも掲載していくということですので、そこはこれまでと少し変わってよいと思いますが、採択前の資料公開については、採択の公正性・透明性の観点からいえば、しない方がよいと思いますので、私もこれは不採択でよいと思います。

教 育 長 ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、お二方の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

教 育 長 続いて、事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 「採択資料等の公開・公表について」の⑤「教科書採択について審議する教育員会会議（採択審議会）は傍聴者に公開すること」について御説明いたします。

教科書採択について審議する教育員会会議については、これまで非公開としております。

今後も、非公開としたいと考えております。

これは、平成29年3月28日付の文部科学省からの通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」に、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な採択環境の確保に努めること。」とありますように、適切な審議環境を確保する必要があること、また、会議を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意

思決定の中立性が損なわれるおそれがあるためでございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての⑤について」説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

船 尾 委 員 　教科書採択について審議する教育委員会会議の公開についてですが、採択に関する審議となると、公開するということが、率直な意見が出しにくくなるおそれもあると思います。ですから、私は、この会議の公開というのは、難しいと考えますので、不採択でよいと思います。

森 尾 委 員 　私もそう思います。会議を公にすることで、意思決定の中立性が損なわれるようなことがあり、採択事務に疑義が生じることがあってはいけませんので、この件については、不採択でよいと考えます。

教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、お二方の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

教 育 長 　続いて、事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　「採択資料等の公開・公表について」の⑥「選定委員会会議、教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載すること」の前段「選定委員会会議の議事録と会議資料」について御説明いたします。

選定委員会会議の議事録と会議資料は、採択後、公文書公開請求に基づき、閲覧又は写しの交付という形で対応しております。

今後も、採択における適正、公正を期すため事前には公開いたしません。採択後の公開につきましては、公文書公開請求によらず、ホームページへの掲載及び閲覧という形で対応したいと考えております。

これは、②から④の所で説明しました教科書の採択までは、外的要因が採択事務処理に介入しないようにすること及び「呉市教科用図書の採択に関する規程」第10条及び「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択における基本方針」に該当するものと同様であると考えております。

教 育 長 　ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての⑥のうち、選定委員会会議の議事録と会議資料について」説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

香 川 委 員 　選定委員会の議事録や資料をホームページに掲載したり、公文書公開請求をしなくても閲覧できたりするようになるのは、よいことだと思います。ただ、公開の時期は呉市の採択規程や基本方針に、「採択後、遅滞なく公開するもの」とあるように、採択後がよいと考えます。ですから、これは不採択でよいと思います。

船 尾 委 員 　私も同じ考えです。議事録や資料も、公正性・透明性の確保という観点から、採択後に公開していく方がよいと考えますので、不採択でよいと思います。

- 教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、お二方の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
（なしの声）
- 教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。
（異議なしの声）
- 教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。
- 教 育 長 　続いて、事務局の説明を求めます。
- 大 森 課 長 　「採択資料等の公開・公表について」の⑥のうち、「教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもしくは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載すること」について、御説明いたします。
　請願書に議事録と表記されていますが、教育委員会会議の会議録につきましては、非公開及び秘密会とした案件を除きましては、既に、会議録署名委員に署名を頂いた後に、教育委員会のホームページに公開するとともに、教育総務課及び市内の図書館で閲覧を行っております。
　会議資料につきましては、先ほど、①の前段、「採択基本方針」の際にも御説明いたしましたが、非公開及び秘密会に係る資料を除きまして、今後は、会議開催日の翌日以降に、教育委員会ホームページに公表したいと考えております。
- 教 育 長 　ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての⑥のうち、教育委員会会議の議事録と会議資料について」説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。
- 水 野 委 員 　教育委員会会議の会議録と資料については、会議録の方は、これまでも、所定の手続を踏んでから、ホームページに掲載していたということですので、今後もこれまで通り変わりなく行えば良いと思います。よって、会議録については既に要望が達成されていることから、不採択でよいと思います。資料の方は、①の要望の時に説明されましたが、今後は、ホームページに掲載していくということですので、この部分については採択でよいと思います。
- 教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
（なしの声）
- 教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、水野委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
（なしの声）
- 教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願のうち、「教育委員会会議の議事録について」は不採択、「教育委員会会議の会議資料について」は採択とすることとしてよろしいですか。
（異議なしの声）
- 教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願はそのように決めます。
- 教 育 長 　続いて、事務局の説明を求めます。
- 高 橋 課 長 　「採択資料等の公開・公表について」の⑦「意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開すること」について御説明いたします。
　採択結果、採択理由については、これまでも採択後、遅滞なくホームページで

公表しております。

今後も、採択後、遅滞なくホームページで公表してまいります。

教 育 長 　ただ今、事務局から「採択資料等の公開・公表についての⑦について」説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

香 川 委 員 　この要望につきましては、これまでも、呉市の採択に関する規程や基本方針に則って採択後に遅滞なく公表してきたわけですから、要望はすでに達成されており、あらためて取り上げる必要は無いと考えますので、不採択でよいと思います。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、香川委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

教 育 長 　続いて、事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　次に、2点目の「道徳教科書の選定についての要望」について、御説明いたします。6ページ下段を御覧ください。

道徳教科書の選定にあたって、日本国憲法で示される精神を盛り込んだ、人権や平和、民主主義に関わる題材を多く取り上げている教科書を選定してほしいとの要望でございます。

教科用図書の採択につきましては、国、県の方針、呉市教科用図書の採択に関する規程及び平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択における基本方針に基づいて、適正、公正に行ってまいります。

教 育 長 　ただ今、事務局から「道徳教科書の選定についての要望」について説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見をお伺いします。

森 尾 委 員 　人権や平和、民主主義に関わる題材を多く取り上げてほしいとの要望ですが、教科書の採択は、国や県の方針、呉市の規程や基本方針に則って適正、公正に行うのですから、不採択でよいと思います。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 　ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、森尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

教 育 長 　続いて、事務局の説明を求めます。

高橋課長 最後に3点目の「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」でござ
います。7ページ中段を御覧ください。

これは、平成29年3月28日付文部科学省通知「教科書採択における公正確保の
徹底等について」の記述や呉市との係争中の事案、尾道市の事例を踏まえ、教科
書採択にあたって、厳密な公正確保を行うことへの要望でございます。

教科用図書の採択におきましては、呉市では、これまでも、国、県の方針、呉市
教科用図書の採択に関する規程等に基づいて公正に行っております。

今後もこれまでどおり、法規法令等に基づいて、教科用図書の採択を公正に行
ってまいります。

教育長 ただ今、事務局から「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」に
ついて説明がありました。本請願を採択するか不採択とするかについて、御意見
をお伺いします。

船尾委員 これについては、規程や基本方針に則った公正な採択を行っていくことは当然
と考えます。ですから、あらためて取り上げる必要は無いので、不採択でよいと
思います。

ここであえて言いますが、教科書の採択に際しては、適正、公正に実施するよ
う、お願いします。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 ただ今、本請願を採択するか、不採択にするかの御意見を伺っておりますが、
船尾委員の御意見に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本請願は不採択とすることとしてよろし
いですか。
(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本請願は不採択とします。

教育長 以上で、本件請願に係る全ての審議を終了いたしました。

本請願に対する審議結果についてあらためて整理いたしますと、まず、「採択
資料等の公開・公表についての要望」についてですが、①のうち、教育委員会会
議で決定した「採択基本方針」を速やかに、もしくは遅滞なく公開することにつ
いては採択、①のうち、採択に係る日程・開催場所等の情報は、事前に事務局教
育委員会のホームページに掲載することについては不採択、一括審議いたしまし
た、②選定委員会において意思形成が終了した「観点・視点・方法」を速やか
に、もしくは遅滞なく公開すること。③意思形成が終了し、選定委員会に報告さ
れた「調査・研究委員会報告書」を速やかに、もしくは遅滞なく公開すること。
④意思形成が終了し、教育委員会に答申した「選定委員会答申書」を速やかに、
もしくは遅滞なく公開することについては、いずれも不採択、⑤教科書採択につ
いて審議する教育委員会会議（採択審議会）は傍聴者に公開することについては不
採択、⑥のうち、選定委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速やかにもし
くは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載すること
については不採択、⑥のうち、教育委員会会議の議事録と会議資料を会議開催後速
やかにもしくは遅滞なく、公表し、かつ事務局教育委員会のホームページに掲載

することについては、議事録に関する部分は不採択、会議資料に関する部分は採択、⑦意思形成が終了し教科書を採択した直後に採択結果、採択理由を遅滞なく公開することについては不採択、続いて、「道徳教科書の選定についての要望」については不採択、最後になりますが、「教科書採択における公正確保の徹底についての要望」については不採択となりました。

教議第20号 臨時代理の承認について（契約の変更について（東畑中学校校舎建設工事））

教 育 長 日程第4の教議第20号「臨時代理の承認について（契約の変更について（東畑中学校校舎建設工事））」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、教議第20号「臨時代理の承認について（契約の変更について（東畑中学校校舎建設工事変更契約））」を御説明させていただきます。

資料の9ページを御覧ください。

本件は、東畑中学校校舎建設工事の契約の変更について、6月議会への提案に向けて、緊急に処理をする必要が生じたため、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めます。

それでは、資料10ページを御覧ください。

本件は、呉市議会の平成29年3月定例会において議決をいただいた、呉市立東畑中学校校舎建設工事における契約金額3億3,123万6千円を、3億3,158万520円に変更しようとするものです。

次に、資料の11ページを御覧ください。

本工事は、平成28年度公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算し発注したものです。このため、平成29年3月から適用する公共工事労務単価の運用に係る特例措置の対象工事となります。

この特例措置は、呉市が平成29年3月1日以降に契約を行った工事のうち、平成28年度公共工事労務単価を適用して予定価格を積算している工事について、平成29年3月から適用する労務単価に基づく契約金額に変更するため協議を請求することが出来るというものであります。

当該措置に基づき、本件工事の受注者である大之木建設株式会社から変更に係る協議の請求があり、当該特例措置を適用することが妥当であると認められたので、契約金額を34万4,520円増額するものであります。

なお、資料12ページには、東畑中学校の付近見取り図、13ページには、配置図を添付しておりますので、ご参照ください。

御審議の程よろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第20号「臨時代理の承認について（契約の変更について（東畑中学校校舎建設工事））」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 ただ今の説明を聞いて、協議については妥当な協議であると思われまじし、また、急を要するというので、臨時代理も問題ないと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第13号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第5の報告第13号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、報告第13号「寄附受納について」御説明させていただきます。
資料の15ページを御覧ください。

この度、呉市在住の個人の方より金壱百万円の寄附申し込みがあり、これを受納することといたしました。

学校教育の充実のためにと壱百万円の御寄附を申し出られたものです。

今後、寄附者の御意志を踏まえ、学校教育の充実を進めてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第13号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第14号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について

教 育 長 次に、日程第6の報告第14号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖 本 課 長 それでは、報告第14号「呉市立小中学校の耐震化について」御説明させていただきます。

資料の17ページを御覧ください。

まず、上段の表は平成28年4月1日現在のものがございます。

表の中央・下段にありますように、耐震棟数218棟、未耐震棟数は18棟であり、耐震化率92.4%でございました。

平成28年度施工内容にございますが、表の下にありますように耐震補強工事を2校4棟、校舎改築を1校1棟及び2校の改築実施設計を実施したものでございます。

なお、2校4棟の耐震補強工事により、耐震補強の可能なものについては、全て完了いたしました。

続いて平成29年4月1日現在でございますが、下段の表をお願いします。

全体の棟数は、表の下から2段目の合計欄にありますように237棟、表の一番下、中程を御覧ください。

耐震棟数224棟、未耐震棟数13棟となっており、耐震化率94.5%となっております。

す。

平成29年度施工予定でございますが、小学校では、横路小学校校舎改築実施設計、中学校では、和庄中学校体育館解体・改築、東畑中学校校舎改築、片山中学校重層屋体解体、改築を進めてまいります。

平成29年度の耐震化の状況につきましては、呉市教育委員会のホームページに掲載を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第6の報告第14号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第15号 平成28年度生徒指導上の諸問題の状況について

教 育 長 　次に、日程第7の報告第15号「平成28年度生徒指導上の諸問題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金 本 課 長 　報告第15号「平成28年度生徒指導上の諸問題の状況」について、御説明いたします。

19ページを御覧ください。

ここに示す左側の棒グラフは、呉市立小中学校の暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、及び不登校の児童生徒数について、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の推移を表しております。

また、右側の折れ線グラフは、それぞれの国、県、呉市の割合の過去5年間の推移を小学校、中学校別に表しております。

なお、平成28年度の呉市の数値は暫定値であり、国及び県の数値は、まだ、公表されておられません。

まず、「1 暴力行為の状況」について、御説明いたします。

平成28年度の暴力行為の発生件数は、小学校16件、中学校53件、合計69件となっており、前年度と比較すると、小学校は1件の減少、中学校は6件の増加となっております。

暴力行為につきましては、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物破損」の4つの形態に分類されますが、全体の約8割が、喧嘩などの「生徒間暴力」となっております。

暴力行為の傾向としましては、一部の児童生徒が暴力行為を繰り返す、いわゆる繰り返し事案が挙げられます。

具体的には、平成27年度に暴力行為を繰り返した児童生徒は9人でしたが、平成28年度は、11人に増加しております。

暴力行為を繰り返させないためには、警察等関係機関との連携による毅然とした指導の徹底とともに、再発防止に向けた「特別な指導」や個に応じた指導を充実させていく必要があり、生徒指導上の課題を抱える学校を支援していくため、

学校訪問を含めた的確な指導・助言に努めてまいります。

また、暴力行為に及ぶ児童生徒の中には、学校生活の中で自らの感情をコントロールすることができず、突発的に暴力行為を起こすといったケースもあり、暴力行為の未然防止を図るためには、道徳教育を通じて児童生徒の心を育てる指導の充実を図るとともに、アンガーマネジメント等の手法を用いて、感情のコントロールや表現ができる力を身につけさせたり、コミュニケーション能力を高めたりする中で、自分や周りにいる人を大切する心や自尊感情を育てていくことも重要であると考えております。

また、昨年度から呉市全体で取り組んでおります、特別支援教育の視点を踏まえた「呉市のスタンダード」の取組につきましても、引き続き推進を図る中で、落ち着いた環境づくりに取り組んでまいります。

なお、折れ線グラフに示しております、呉市の暴力行為の1,000人あたりの発生件数につきましては、平成27年度までの比較においては、小学校、中学校ともに、平成22年度以降、国及び県の件数を下回っております。

次に、「2 いじめの状況」でございます。

平成28年度のいじめの認知件数は、小学校123件、中学校61件、合計184件となっております。

前年度に比べて、小学校で45件、中学校で6件増加しております。

増加の要因につきましては、平成27年8月、文部科学省から、「『いじめの初期段階』や『ごく短期間のうちに解消された事案』も、いじめとして認知すること」といった具体的な判断基準が示されたことを受け、呉市においても、学校が、いじめ事案を積極的に認知したことによるものと捉えており、いじめ事案を、初期の段階で、できるだけ多く発見し、早期に解消するという考え方で言えば、むしろ望ましい傾向であると考えております。

いじめの傾向といたしましては、冷やかしかからかい、悪口等が多く、学校が早期発見・早期対応に取り組んだ結果、事態が深刻化する前段階で、殆どが解消しておりますが、中には、いじめを受けた児童生徒が、教室に入れなくなったり、登校できなくなったりした事案もありました。

今後は、このような事案を未然に防止し、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、全ての学校において、改めて「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な指導体制を確立し、いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、小さなサインを見逃すことなく早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめは絶対に許されないという意識をもって毅然とした指導の徹底を図ってまいります。

呉市のいじめの1,000人あたりの認知件数につきましては、小学校、中学校ともに、平成22年度以降、国及び県の件数を下回っていましたが、平成27年度においては、県の数値を上回っている状況となっております。

続きまして、「3 不登校児童生徒の状況」でございます。

平成28年度の不登校児童生徒数は、小学校35人、中学校107人の合計142人となっております。

前年度と比較すると、小学校は5人の増加、中学校が3人の増加となっております。

不登校の主な要因といたしましては、登校の意思はあるものの、身体の不調や漠然とした不安を訴え登校できなかつたり、無気力で何となく登校しなかつたりする、といったものが挙げられます。また、ここ数年は、例えば親の不仲や家庭の教育力の低下など、家庭環境等に係る問題から不登校になっている児童生徒の割合が増加しております。

今後も、子供たちが安心して生活できる環境づくりに取り組むとともに、早め早めの家庭連絡や家庭訪問を行う等、新たな不登校を生まない体制づくりや、適応指導教室やスクールカウンセラー、メンタルフレンドの活用等、不登校児童生徒の減少に向けて、粘り強く取り組んでまいります。

呉市の不登校児童生徒の割合につきましては、小中一貫教育等の成果もあり、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から、国及び県の割合を下回っております。

また、近年、子供たちを取り巻く環境の急激な変化が、子供の心にも様々な影響を与え、不登校や暴力行為、いじめといった生徒指導上の諸問題にも、その影響が表れているといった状況も見受けられます。

呉市では、これまで、子供の心の問題を解決するため、スクールカウンセラーやメンタルフレンド等を導入し、一定の成果を上げてきたものと捉えております。

しかしながら、生徒指導上の諸問題の背景には、心の問題とともに家庭環境の問題等様々な問題が複雑に絡みあっていることから、学校だけでは解決困難なケースも見受けられます。

このような状況を踏まえ、今年度から、教育や福祉に関する専門的知識・技術や経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして学校等に派遣し、様々な課題を抱えている家庭等に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで、生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を努めてまいります。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の報告第15号「平成28年度生徒指導上の諸問題の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 いじめの状況について、平成27年度から平成28年度でかなり増加している要因は、初期段階での認知も件数に含めることとなっていると説明にございましたが、小学校で増えている要因はどのようなものが多いのでしょうか。

金 本 課 長 小学校で申しますと、冷やかしかからかいといった、言葉によるものが多い状況となっております。そういったものでも、しっかり認知していこうと取り組んでいる状況でございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

船 尾 委 員 低年齢でのいじめで言うと、インターネットを利用する環境の低年齢化といったこともかなり増えてきていると思われまふ。また、高学年になると、ほとんどの子どもがスマホを持っているという状況もあると思ひます。そういった事は、学校だけではなかなか教育できないと思ひます。しっかりと家庭と連携を取るなど、環境づくりも必要になってくるし、それぞれ各学校での方法もあるかと思ひ

れます。保護者や地域を巻き込んだ体制づくりをお願いしたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第16号 平成28年度学校安全の状況について

教 育 長 次に、日程第8の報告第16号「平成28年度学校安全の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金 本 課 長 報告第16号「平成28年度学校安全の状況について」御説明いたします。

21ページを御覧ください。

まず、「1 交通事故の状況」について御説明いたします。

平成28年度は、14件の交通事故が報告されており、前年度と比較して9件減少しております。

14件のうち、登下校時の事故（学校管理下）が、小学校6件、中学校3件、合計9件となっており、前年度と比較して2件増加しております。

また、放課後、休日等の学校管理下外の事故は、小学校が4件、高等学校が1件、合計5件となっております。

事故の傾向といたしましては、平成27年度に多かった休業日の自転車乗車中の事故は減少した一方で、登下校時の事故が2件増えております。

各学校では、日頃からの指導に加え、交通安全教室等を通して指導の徹底を図っているところですが、引き続き、警察等関係機関と連携し、交通安全指導のより一層の徹底と充実に努めてまいりたいと考えております。

次に「2 学校事故の状況」についてでございます。

平成28年度に日本スポーツ振興センターへ災害給付申請を行った学校事故発生件数につきましては、小学校692件、中学校690件、高等学校54件、合計1,436件となっており、前年度と比較して、158件の減少となっております。

また、重篤な事故は、発生しておりません。

引き続き、各学校には、日常的な施設・設備の安全点検、休憩時間の過ごし方の指導、見守り体制の強化等、事故の未然防止に向けた安全指導・安全管理の徹底を図ってまいります。

最後に、22ページを御覧ください。「3 不審者の状況」についてでございます。

平成28年度の不審者の報告件数は23件と、前年度と比較して、1件の減少となっております。

今後も、子どもたちが事件・事故に巻き込まれないよう、学校・家庭、地域が一体となった見守り体制を強化していくとともに、地域安全マップづくりや防犯教室等により、子どもたちに危険を予測したり・回避する能力を育成する取組を継続してまいります。

また、不審者に係る情報が、保護者等へ速やかに、かつ、確実に提供できるよう、引き続き安心ネット及び学校メール配信システムの登録に向けた取組や、効

果的な運用を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の報告第16号「平成28年度学校安全の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。

報告第17号 平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜について

(16:01)

教 育 長 それでは、日程第9の報告第17号「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 報告第17号「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」報告いたします。

23ページを御覧ください。

第1にあります、「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」でございますが、広島県教育委員会から、平成30年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、県教育委員会に準じた形で決定するものでございます。

昨年度からの変更点について、資料26ページの「呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針新旧対照表」を御覧ください。

平成29年度を平成30年度に変更するなど、文言を整理したもので、内容に関する変更はございません。

次に、25ページにお戻りください。ページ下段でございます、第2「平成30年度呉市立呉高等学校の入学定員について」につきましては、呉市立呉高等学校学則第2条第2項の規定により、呉市教育委員会が定めることとなっております。

呉高等学校の通学区域は広島県全域と定めており、広島県の中学校の生徒数は、昨年度から大きな変動がないことから、平成30年度の呉高等学校の入学定員を、平成29年度と同じ160名としております。

なお、呉高等学校の定員は、8月末に、県教育委員会へ情報提供し、県教育委員会がとりまとめて発表いたします。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第17号「平成30年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(16:15)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成29年6月26日定例会)